の附属書に記載する手続を適用すること。

決議第42の附属書（WRC-12、改）

1　第二地域における一の主管庁又は主管庁の集団は、この附属書に記載する手続の適用に成功した後、また、影響を受ける主管庁の同意の下で、10年間を超えない特定の期間にわたって次に示す目的のために暫定システムを使用することができる。

1.1　放送衛星業務における暫定的なシステムについて

a)　電力束密度が付録第30号の第５附属書に定める制限値を超えない範囲内で、第二地域のプランに記載の等価等方ふく射電力（e.i.r.p.）より任意の方向において増加した電力を使用するため。

b)　第二地域のプランの附属書に掲げる変調特性[1]とは異なり、結果として有害な混信を生じる可能性を増加させる又は割当ての周波数帯幅より広い変調特性を使用するため。

c)　第二地域のプランに対応する軌道位置の１つから公称照準点を置き換えることにより、長軸若しくは短軸を増加させることにより又はそれらの軸を回転させることにより業務区域を変更するため。

d)　第二地域のプランに対応する軌道位置の１つから第二地域のプランに記載の業務区域又は第二地域のプランに記載の２つ以上の業務区域をカバーする業務区域を使用するため。

e)　第二地域のプランに掲げる偏波とは異なる偏波を使用するため。

1.2　暫定的なフィーダリンクシステムについて

a)　第二地域のフィーダリンクプランに記載の等価等方ふく射電力（e.i.r.p.）より任意の方向において増加した電力を使用するため。

b)　プランの附属書に掲げる変調特性[1]とは異なり、結果として有害な混信を生ずる可能性を増加させる又は割当ての周波数帯幅より広い変調特性を使用するため。

c)　第二地域のフィーダリンクプランに対応する軌道位置の１つから公称照準点を置き換えること、長軸若しくは短軸を増加させること又はそれらの軸を回転させることによりフィーダリンクの照射区域を変更するため。

d)　第二地域のフィーダリンクプランに対応する軌道位置の１つに関する第二地域のフィーダリンクプランに掲げるフィーダリンクの照射区域又は第二地域のフィーダリンクプランに掲げる２つ以上のフィーダリンクの照射区域をカバーするフィーダリンクの照射区域を使用するため。

e)　第二地域のフィーダリンクプランに記載の偏波とは異なる偏波を使用するため。

2　いかなる場合においても、暫定システムは、第二地域のプランの割当てに適切に対応しなければならない。暫定システムで使用される割当ての数は、いかなる場合にも、使用が延期されている第二地域のプランに記載の割当ての数を超えてはならない。暫定システムを使用している間、第二地域に対応する割当ての使用は延期されるものとし、これらの割当ての使用は、暫定システムの使用が停止される前に使用を開始してはならない。ただし、他の主管庁が第二地域のプランを変更するために又は第一地域及び第三地域のリストに新規若しくは変更の割当てを編入するために、付録第30号の第４条又は付録第30A号の第４条の手続を適宜適用する又は暫定システムを使用開始するためにこの附属書の手続を適用する場合には、主管庁の暫定システムの割当てではなく、保留されている割当てが考慮されなければならない。付録第30号の第６条若しくは第７条の手続又は付録第30A号の第６条若しくは第７条の手続を適用するに当たり暫定システムの割当ては考慮されない。

3　上記の第２項の具体的な結果として、第二地域の暫定システムの割当ては、§４a)項に定める期限内に割当変更手続が完了して割当てが使用可能になっている場合であっても、適宜付録第30号の第４条又は付録第30A号の第４条の手続の適用が成功した第一地域及び第三地域のリストに記載されている新規又は変更の割当てから保護されず、また、これらの割当てに対して有害な混信を及ぼしてはならない。

4　主管庁が第１項の規定に基づき割当てを使用することを提案する場合には、使用開始日の８年前よりも遅く、なるべく２年前よりも早く、付録第４号に掲げる情報を無線通信局に通知する。使用開始日までに使用が開始されない場合には、割当ては無効となる。主管庁はまた、以下の事項を記載しなければならない。

a)　暫定の割当てを使用することを予定している最大限の特定期間

b)　対応する暫定の割当てが使用される間、その使用が保留される第二地域のプランにおける割当て

c)　暫定の割当ての使用のために同意が得られた主管庁名の他、同意された使用期間に関する必要な意見及び合意がまだ得られていない主管庁名

5　主管庁は次の場合において、影響を受けるとみなされる。

5.1　放送衛星業務における暫定的なシステムについて

a)　第二地域の主管庁は、付録第30号の第５附属書の規定に基づいて計算した第二地域のプランに掲げる当該主管庁の割当ての１つの総合等価保護マージンが、暫定システム使用の最大限の特定期間における全ての暫定の使用の累積効果を含み、対応する保留の割当て（第4b)項）を除いて負となる場合又は既に負となった値がより大きい負の値となる場合に影響を受けるとみなされる。

b)　第一地域又は第三地域の主管庁は付録第30号に記載の第一地域及び第三地域のプラン若しくはリストに適合する割当て又は同付録の第４条の規定に基づいて無線通信局により受領された提案された新規若しくは変更の割当てに関して、その必要周波数帯幅が提案された暫定割当ての必要周波数帯幅の中にあり、かつ、付録第30号の第１附属書の第３項の規定の適当な制限値を超える場合に、影響を受けるとみなされる。

c)　第一地域又は第三地域の主管庁は、その固定衛星業務の周波数割当てであって、登録原簿に記録されている場合、第9.7号若しくは付録第30号の第７条の規定に基づき調整され若しくは調整されつつある場合又は第9.2B号の規定に基づいて公表され、かつ、付録第30号の第１附属書の第６項に規定される適当な制限値を超える場合に、影響を受けるとみなされる。

d)　第一地域又は第三地域の主管庁は、関係するチャネルにおいて第一地域及び第三地域のプラン若しくはリストの適当な周波数割当てを有していないにもかかわらず、その領域において、提案された暫定割当ての結果、付録第30号の第１附属書の第４項に定める制限値を超える電力束密度の値を受ける場合又は関連する業務区域が当該主管庁の領域全体をカバーしていない割当てを有し、その業務区域外